

## 議案第 85 号

### 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について

診療報酬等不当利得返還請求に応じない者に対し、下記のとおり診療報酬等不当利得返還請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

市川市長 田 中 甲

### 記

#### 1 訴えの相手方

東京都渋谷区在住

A（男性）

#### 2 訴えの趣旨

国民健康保険法の保険医療機関及び生活保護法の指定医療機関の開設者である相手方が不当な請求により本市から得た診療報酬及び高額療養費について、その返還に応じないため、相手方に対し、金 19,798,740 円及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

#### 3 訴訟進行の方針

本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴えの追加その他の変更をすることができるものとする。

## 理 由

国民健康保険法の保険医療機関及び生活保護法の指定医療機関の開設者である相手方が不当な請求により本市から得た診療報酬及び高額療養費について、その返還に応じないため、相手方に対し、その支払等を請求する訴えを提起することから、提案するものである。